

平成二十年二月二十九日提出
質問第一三一号

国会議員宿舎を巡る諸経費の国庫負担に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

国会議員宿舎を巡る諸経費の国庫負担に関する質問主意書

一 二〇〇八年二月二十九日付の新聞は、国会議員を対象とした港区赤坂にある議員宿舎に国会議員が別の議員宿舎から転居する際の費用が、昨年七月以降、国庫により全額負担されていることが分かったと報じているが、右の新聞報道にある様に、国会議員の議員宿舎の転居費用（以下、「転居費用」という。）が国庫により全額負担されているというのは事実かどうか、財務省は把握しているか。

二 一が事実ならば、「転居費用」の予算要求項目並びに平成十九年度の予算額はいくらか明らかにされたか。

三 「転居費用」が国庫により負担される法的根拠を財務省は把握しているか。

四 特権という言葉の定義について、二〇〇八年二月二十六日の政府答弁書（内閣衆質一六九第九三号）では、「一般に、特定の人に特別に与えられる優越的な権利を意味するものと承知している」との答弁がなされているが、財務省も同様の認識を有しているか。

五 「転居費用」の国庫負担は、四でいう特権に該当するか。財務省の見解如何。

六 「転居費用」が国庫により、つまり税金により負担されることは、現在政府が進めている財政再建並び

に行財政改革に資するか。財務省の見解如何。

右質問する。